

令和6(2024)年8月6日

教派神道連合会 御中
公益財団法人全日本仏教会 御中
日本キリスト教連合会 御中
宗教法人神社本庁 御中
公益財団法人新日本宗教団体連合会 御中

公益財団法人 日本宗教連盟

**「令和6年能登半島地震」により被災した宗教法人の建物等の復旧のための
指定寄附金制度の関係資料の一部修正について**

この度の「令和6年能登半島地震」災害に係る指定寄附金制度「寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務省告示第144号・令和6年5月27日）」の告示がなされたましたが、日本宗教連盟より令和6年5月27日付け「『令和6年能登半島地震』により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度の告示、並びに、関係資料について」（日宗連理発6第11号）でご連絡いたしましたところ。

その後、文化庁より6月12日付けで「指定寄附金・申請の手引き」（単独申請用、並びに、包括一括申請用）の修正がありましたことをご報告いたします。別紙、差し替え後の資料、並びに、修正箇所を明示した資料、該当様式（様式10）をお送りいたします。

各位へのご報告が遅れましたこと、伏してお詫び申し上げます。

本、修正については、すでに文化庁のホームページで公開されており、文化庁ホームページから修正後の「申請の手引き」を入手することができます。

<修正の内容は以下のとおりです>

手引において、募集開始後は、極力1月ごとの寄附金の募集実績の経過をインターネットの利用その他適切な方法により公開するものとするよう記載していたところ、個人情報に当たる寄附者の個人の氏名や法人名称、住所・所在地を記載した寄附金実績一覧表（様式10）を法人がホームページ等でそのまま公開しなければならない、との誤解を生む懸念があることから、趣旨明確化の観点で修正を行っています。

※ なお、公開は月ごとの件数、金額等の集計した概要のみで構いません（個人名・法人名の公表は不要です。）。

制度に関してご不明な点は文化庁宗務課法規係にお問い合わせいただくか、又は、日本宗教連盟で文化庁に確認いたしますので、当連盟事務局にご一報ください。

【別添】

- ・ 「令和6年能登半島地震により被災した宗教法人の建物等の復旧のための指定寄附金制度に係る申請の手引について（送付）」 … 修正後の資料一式

【関係書類ダウンロード（文化庁ホームページ）】

- ・ 令和6年能登半島地震に係る指定寄附金について（宗教法人）
制度の概要、申請ガイドライン、利用手順、申請書等様式
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/94056501.html>

※ 法人が指定寄附を始めるには、【申請用】の様式1～5を作成・所轄庁に提出し、所轄庁から確認書（様式6）の交付を受けることで開始できます。



以上